



各務原市
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

各務原市



目 次

1	計画策定にあたって	1
	（１）計画策定の趣旨	
	（２）計画の位置付け	
	（３）計画の期間	
	（４）関係機関との連携	
2	成果目標	6
	（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	（２）地域生活支援拠点等の整備	
	（３）福祉施設から一般就労への移行等	
	（４）障がい児支援の提供体制の整備等	
	（５）相談支援体制の充実・強化等	
3	障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	10
	（１）訪問系サービス	
	（２）日中活動系サービス	
	（３）居住系サービス	
	（４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
4	地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	14
	（１）理解促進研修・啓発事業	
	（２）自発的活動支援事業	
	（３）相談支援事業	
	（４）成年後見制度利用支援事業	
	（５）意思疎通支援事業	
	（６）日常生活用具給付等事業	
	（７）手話奉仕員養成研修事業	
	（８）移動支援事業	
	（９）地域活動支援センター事業	
	（10）その他の事業	
5	障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	19

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「各務原市第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画～各務原市障がい者スマイルプラン～」を策定し、多様な障がい者施策を推進してきました。

障がい者計画では、「人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の推進」を基本理念として、障がいの有無に関わらず全ての人が社会の一員として自己実現できる笑顔あふれる幸せのまちづくりを目指して取り組んでいるところです。

このたび策定する「各務原市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、国の示す基本指針に基づき、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援並びに障がい児通所支援の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、生活・就労・居住等の支援を目的とする障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービスの必要見込量の設定、見込量確保のための方策等を定めるものです。

第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもので、障がい福祉計画と一体の計画として策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、法改正などの動向や、障がいのある人に意向等も踏まえ、毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5次障がい者計画					
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

（４）関係機関との連携

障害者総合支援法では、平成 25 年 4 月から、支援対象者として、これまでの３障がい（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む））に加え、一定の難病患者の人が加えられました。難病患者については、令和 6 年度より 369 疾病が対象となっています。

本市では、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を整備し、また、難病、発達障がいを含む幅広い障がいへの対応を進めるため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を平成 29 年 7 月に開設しました。

難病患者に対しては、本人やその家族の心身の負担軽減を図るため、関係機関との情報共有体制を強化し、支援の充実を図ってきましたが、難病患者のニーズの把握や利用できる障がい福祉サービス等の周知が充分できていないのが現状です。言葉や社会性などの発達が緩やかな子どもや発達障がいのある子どもに対しては、通所事業所や保育所、学校等との情報共有や、「プロフィールブック」を活用することにより、一人ひとりの発達段階にあった支援を進めてきました。

支援対象となる障がいやニーズの多様化に対応するためには、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要となります。さらに、支援が必要な方がサービスを受けられるよう、積極的な情報提供が必要です。

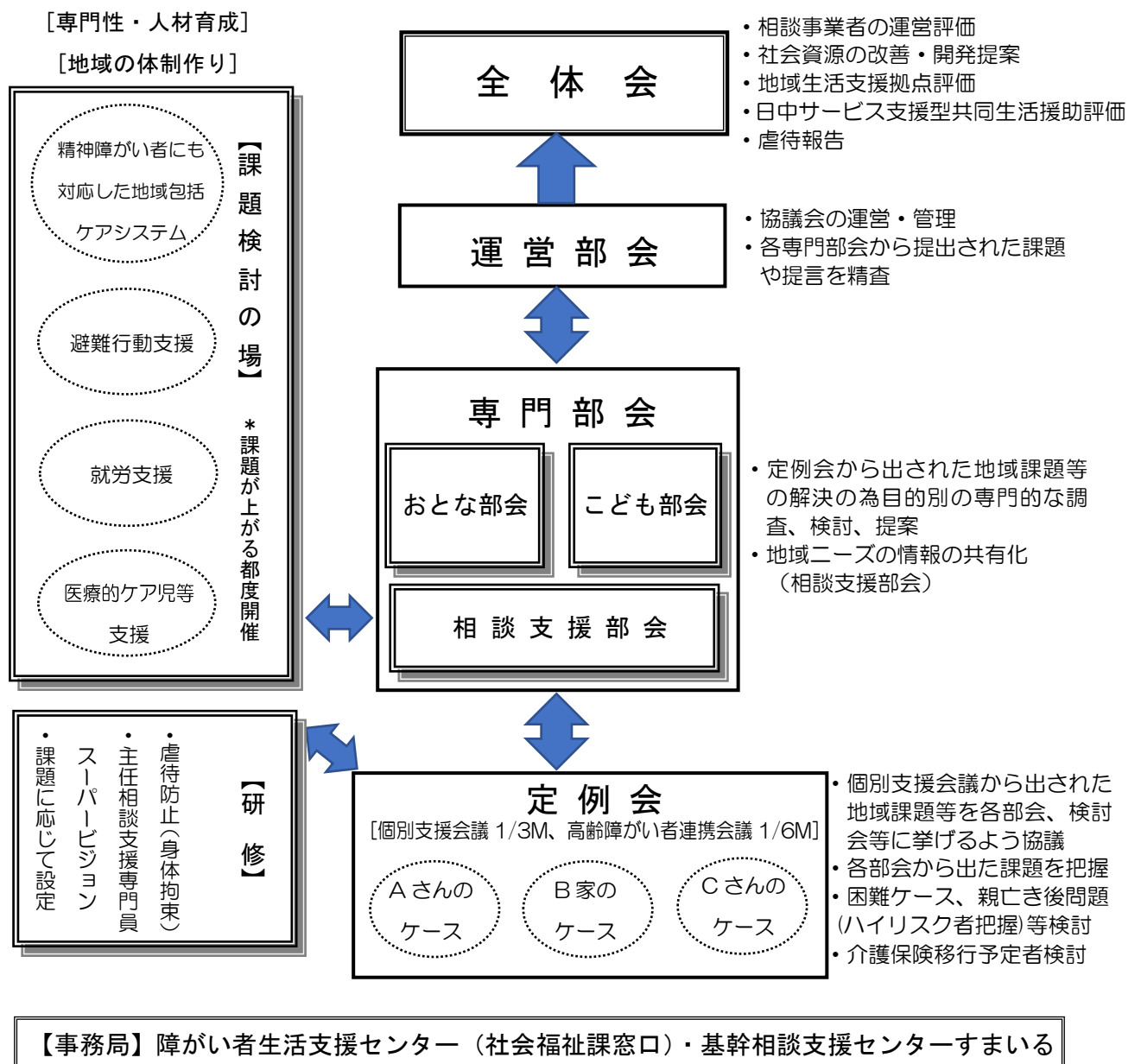
乳幼児から高齢期までのライフステージ支援及び幅広い障がいへの対応を進めるために「市障がい者地域支援協議会」をさらに活性化するとともに、サービス等の積極的な情報提供に努めます。また、障がいの種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう「基幹相談支援センター」の機能強化を図ります。

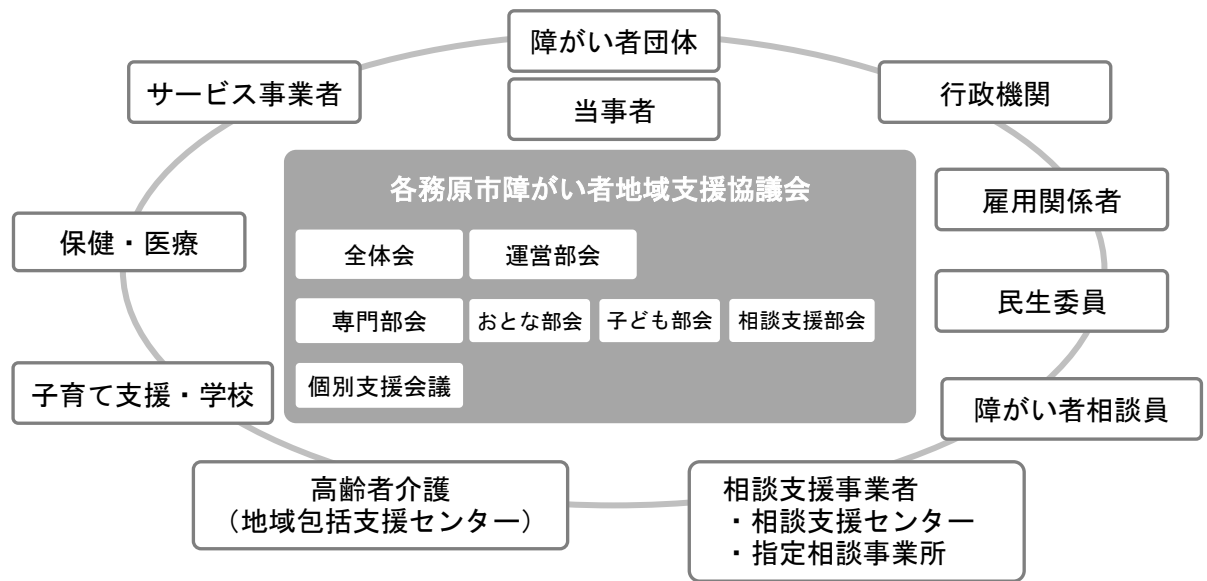
さらに、県や保健所等、関係機関との情報共有体制を強化し、難病患者に対する支援の充実や、発達障がいのある子どもに対する支援を充実させます。

各務原市障がい者地域支援協議会

各務原市では、障がい者からの相談に対して、地域の医療・保健・福祉・就労等の関係者が連携して解決に当たり、乳幼児から高齢期までのライフステージ支援及び家族支援に対応するとともに、相談等から見えてくる課題について検討し、施策に反映させる支援システムを「各務原市障がい者地域支援協議会」として位置づけています。この協議会は、地域の関係者が共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協働するネットワークとプロセスです。

（設置：平成19年3月「各務原市障害者自立支援協議会」、名称変更：平成25年4月「各務原市障がい者地域支援協議会」）





ライフステージに応じた相談支援体制の充実



保健・医療	乳幼児健診 (健康管理課) 母子健康包括支援センタークローバー (子ども家庭支援課)	各種健康診断(健康管理課) 自殺防止対策(健康管理課) 自立支援医療<精神通院医療>(社会福祉課)	
	自立支援医療<育成医療>		自立支援医療<更生医療>
	重度障がい者医療費助成(医療保険課)		
相談支援	【ことばの相談】 ・健康管理課 【すくすく応援隊】 ・子育て応援課 【発達相談】 ・各務原市福祉の里 【障害児虐待】 ・子ども家庭支援課	【教育相談】 ・学校教育課 ・各務原市教育センターすてっぷ	【障害者虐待】 ・市障がい者虐待防止センター (基幹相談支援センターすまいる) 【精神障がいのある方の入院等】 ・保健所 【サービス・施設利用、日常生活等の相談】 ・特定・一般相談支援事業所 【就労相談】 ・就労支援コーディネーター ・ハローワーク ・岐阜障害者職業センター ・清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ 【生活サポート】 ・難病生きがいサポートセンター ・生活困窮者自立支援 (社会福祉協議会生活相談センターさぼと) 【成年後見】 ・成年後見支援センター(社会福祉協議会)
	基幹相談支援センターすまいる		
教育・日中活動の支援	■ 児童発達支援 ■ 医療型児童発達支援 ■ 保育所・幼稚園 ■ 子ども館 ■ 保育所等訪問支援	■ 特別支援教育 (特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室) ■ 放課後等デイサービス	■ 生活介護 ■ 自立訓練 ■ 就労支援事業(就労移行支援、就労継続支援) ■ 地域活動支援センター
	<在宅生活や社会参加に対する支援> ■ 居宅介護 ■ 短期入所 ■ 日常生活用具給付 ■ 移動支援 ■ 日中一時支援など		
住まいの支援	■ 障がい児入所支援		■ 施設入所支援 ■ グループホーム ■ 福祉ホーム
	住宅改善		

市障がい者地域支援協議会(自立支援協議会)
(事務局:社会福祉課、基幹相談支援センターすまいる)

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	家庭の状況や障がいの程度により入所に対するニーズが依然高いため、令和4年度末時点の施設入所者数(140人)を基準に現状維持する。
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	入所者の高齢化・重度化が進み、地域生活移行が難しい状況を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度が中・軽度の方(※)である1.4%(2人)以上とする。

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者数	140人
令和8年度末までの地域生活移行者数	2人

(※障害支援区分4以下かつ、身体障害者手帳3級以下又は療育手帳B1以下の方)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項目	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援の充実	令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討する。	令和2年度に市単独で整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、国の基本指針を踏まえ目標を設定
強度行動障害者の支援体制の充実	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	令和6年度中に、強度行動障害者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

目 標 値	
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討
強度行動障害者に関して支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	支援体制の整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度実績(27人)の1.28倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度中の就労移行支援事業について、一般就労移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上	令和3年度実績(18人)の1.31倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度中の就労継続支援A型における一般就労移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上	令和3年度実績(7人)の1.29倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度中の就労継続支援B型における一般就労移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度実績(2人)の1.28倍以上
就労移行支援事業所における一般就労移行者数	就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労移行者数が5割以上の事業所が全体の5割以上	就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労移行者数が5割以上の事業所が全体の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度実績の1.41倍以上	令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度実績(13人)の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

目 標 値		
令和8年度中の年間一般就労移行者数		37人
内 訳	就労移行支援における一般就労移行者数	24人
	就労継続支援A型における一般就労移行者数	10人
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	3人
令和8年度における就労移行支援事業の一般就労移行数の割合が5割以上の事業所割合		5割以上
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数		19人
令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所割合		2割5分以上

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	国の基本指針	現状
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する	設置済み (R5現在) 市内に福祉型と医療型が各1か所
障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	構築済み (R5現在) 市内：3か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可。	構築済み (R5現在) 市内：4か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可。	構築済み (R5現在) 市内：3か所
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与したうえで、圏域での設置も可。	設置済み (H30年度に障がい者地域支援協議会・子ども部会に分科会「医療的ケア児支援検討会」を設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与したうえで、圏域での配置も可。	配置済み 構築済み (R5現在) 市基幹相談支援センターに1名配置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本指針	設定の考え方
総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置。	平成29年7月に設置した基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施。
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和8年度末までに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制強化を図る体制を確保。	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する指導・助言及び人材育成の支援、地域の相談機関との連携会議の開催。
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保。	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために、障がい者地域支援協議会を設置。
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行う。	専門部会や個別課題検討会等を通じて、各関係機関との連携を強化し、地域サービスの改善等に取り組む。

目 標 値	
基幹相談支援センターによる総合的、専門的な相談支援を実施する体制を整備	市単独整備
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する指導・助言や連携会議等の開催	200回
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保	協議会設置
専門部会の設置数及び実施回数	設置数3 実施回数6回

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和8年度末までに障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組みに関する事項を実施する体制を構築	県が実施する各種研修へ積極的に参加するほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所や関係自治体と共有し、県の実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を共有することで、サービスの質の向上を図る。

目標値	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加（人数）	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析しその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	2回

3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	146	123	160	165	170	175
	時間/月	1,067	1,850	1,872	1,947	2,022	2,097
重度訪問介護	人/月	0	1	3	4	5	6
	時間/月	0	155	450	600	750	900
同行援護	人/月	8	11	13	14	15	16
	時間/月	33	190	138	148	158	168
行動援護	人/月	4	4	6	7	8	9
	時間/月	24	34	52	57	62	67
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	時間/月	0	0	4	4	4	4

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

○利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

○障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	276	294	300	310	320	330
	人日/月	4,573	5,650	6,000	6,100	6,200	6,300
うち重度障害者	人/月			217	224	231	238
	人日/月			4,080	4,150	4,220	4,390
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	15	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人/月	15	18	19	20	22	24
	人日/月	191	255	210	240	264	288
就労選択支援	人/月					10	20
	人日/月					100	200
就労移行支援	人/月	20	29	49	50	52	54
	人日/月	297	562	727	757	787	817
就労継続支援 (A型)	人/月	212	212	234	242	250	258
	人日/月	3,893	4,457	4,710	4,870	5,030	5,190
就労継続支援 (B型)	人/月	210	258	218	226	234	242
	人日/月	3,253	4,671	3,786	3,922	4,058	4,194
就労定着支援	人/月	13	11	15	16	17	19
療養介護	人/月	12	13	14	15	16	17
福祉型短期入所	人/月	24	47	36	38	40	42
	人日/月	144	192	210	222	234	246
うち重度障害者	人/月			22	23	24	25
	人日/月			128	134	140	146
医療型短期入所	人/月	9	11	20	23	26	29
	人日/月	26	34	82	94	106	118
うち重度障害者	人/月			12	13	14	15
	人日/月			39	43	47	51

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、より幅広く多くのサービス提供事業者の参入を促進していきます。

○障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。

○特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備に努めます。

○利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

○医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

①必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			第７期計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1	1
共同生活援助	人/月	123	154	155	165	175	185
うち重度障害者	人/月			22	23	24	25
施設入所支援	人/月	138	140	148	145	142	140

※令和５年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

○障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	225	272	260	270	280	290
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	2	2

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

○地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

○地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

○精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有	有	有	有

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○障がい者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組みを行い、こころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	有	有	有	有	有	有

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○自主グループの活動を支援し、障がい者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	12	16	17	17	18	18
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無	無	無	無

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	4	5	5	6	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	有	有	有	有	有

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供する市成年後見支援センターと連携して、当事業の周知に努めます。

○各務原市法人後見体制整備支援事業や、岐阜県が行う法人後見を行う団体の資質向上研修・法人後見の立ち上げ支援（県社協への補助事業として実施）を通じて、法人後見支援に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

①必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			第７期計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者・要約筆者派遣事業	人/月	16	16	17	17	18	19
手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和５年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○障がい者団体及びボランティア団体と連携し、地域における手話通訳者や要約筆者の育成と確保に努め、サービスの提供体制を整えます。

(6) 日常生活用具給付等事業

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			第７期計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	件/年	12	9	12	13	14	15
自立生活支援用具	件/年	18	19	20	22	24	26
在宅療養等支援用具	件/年	39	40	42	44	47	50
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	17	18	24	24	24
排泄管理支援用具	件/年	4,037	4,056	4,119	4,182	4,245	4,311
居宅生活動作補助用具	件/年	4	5	7	7	7	7

※令和５年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	年間実人数	6	13	10	16	16	16

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○手話奉仕員養成講座の開催やボランティア団体の活動を支援するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

(8) 移動支援事業

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	61	66	76	81	86	91
	時間/月	329	516	550	530	610	640

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

○移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所/年	10	12	10	10	11	11
	人/月	160	158	170	170	175	175

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、障がい特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めます。

(10) その他の事業

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	22	25	26	27	28	29
	日/月	172	186	220	228	236	244
日中一時支援事業	人/月	154	169	180	195	210	225
	時間/月	6,955	8,332	8,000	8,180	8,360	8,540

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へのサービス提供体制の充実に図ります。

5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

①必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	266	324	330	355	366	377
	人日	1,500	2,367	2,403	2,598	2,668	2,738
医療型児童発達支援	人	19	13	14			
	人日	177	115	125			
放課後等デイサービス	人	370	475	500	525	550	575
	人日	3,374	4,826	5,076	5,326	5,576	5,826
保育所等訪問支援	人	7	19	20	22	24	26
	人日	19	37	40	46	52	58
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1	1	2	2
	人日	0	0	2	2	4	4
障がい児相談支援	人	58	139	150	160	170	180

※令和5年度のみ見込み値

②見込量確保の方策

○今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

○利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

○障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

○障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。